

森 よしはる 議員（日本共産党 京都市南区）

9月25日

日本共産党京都府会議員団の森よしはるです。知事及び関係理事者に質問させていただきます。

最初に、議長のお許しを得て一言申し上げます。この度の能登半島豪雨で、お亡くなりになりました方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い人命救助や孤立集落の解消に全力をあげることが求められています。

私の友人が前後して被災地に入り、現地的心声を寄せてくれました。被災地では地震の復旧・復興がすすまないなかの豪雨災害に際して、「大阪関西万博と沖縄辺野古に土木作業に携われる方が集中して被災地に集まらない」との声が寄せられました。政治の役割が今問われています。京都府におかれても能登半島地震と豪雨からの復旧復興へただちに必要な予算、体制など検討すべきと考えます。

府立大学・府立医科大学の学費無償化、府独自の奨学金制度の拡充を

【森議員】さて私は、高すぎる学費・重い奨学金負担問題に京都府がどう向き合うのかについて質問をさせていただきます。

私が前職である京都府職員労働組合の役員をしていた時に、青年団体の方々が高すぎる学費やブラックバイトの問題を社会の問題、政治の課題として声をあげられ、私も一緒にその声をあつめて実態を可視化、国や京都府に要請をしてまいりました。

当時、大学門前で聞き取り調査を行っていた時、ある学生さんが「親は商売がうまくいかず借金の返済で仕送りがなくなり、ほぼ毎日アルバイトをしている。本当は私のような女子学生には様々なリスクがある深夜バイトはしたくないけれども、少しでも収入を得るためにやっている。深夜明けで正直翌朝の授業に出るのはきつい。でも私には保育士になる夢があるので頑張っている」と言われました。今でもそのことは忘れません。また、新たに京都府庁に入職される新規採用職員さんから「月3万円の奨学金を返し、5万円の家賃を払うと手取り15万円のなかで、日々の生活費が本当に残らない」。こういう声も聞きました。労働組合の交渉で、奨学金の返済支援をする制度はつくれないのかと提案もしました。2016年の秋のことでした。

今、その事態はさらに深刻です。大学4年間にかかる費用は、受験費用、生活費も含めれば約1000万円かかるといわれています。この費用の多くを今の日本の高等教育制度のもとでは、学生本人、保護者が丸ごと背負うことになっています。親が子のために積み立てる学資資金について京滋私立大学教職員組合連合の2023年調査では、積み立て開始年齢は1.3歳から、積み立て年数16.5年間、平均月額1万5,500円にもなります。また、学生への学費や仕送りに貯金の大半を崩すことになる親世代は「2人の子どもの大学費用で貯蓄はゼロになりました。あまりにも学費が高すぎます」とこたえています。

我が党のアンケートに寄せられた声にあらわれているように、親世代の負担は今後の自身の高齢期の経済的不安へとつながっています。高すぎる学費に追われアルバイトを重ね、奨学金返済の不安を抱え学ぶ学生期、重い奨学金返済を抱える20歳～40歳代、0歳から学資保険を積み立て、子の学費のために貯金を取り崩すなか、不安を抱える親世代の高齢期、人生のあまりにも多くの期間に多くの方が重い経済的負担を抱え苦しんでいます。それが少子化の主要な要因にもなっていることは明らかです。

さらに問題は、重い経済的負担とともに、高等教育自身が歪められているということにあります。先日、京都大学の職員組合との懇談の機会の中で、法人化後毎年1%ずつ運営費交付金がカットされ、安

定した研究費は削られ、短期間で成果を求められる競争的資金の獲得を強いられる。腰を据えた基礎研究が難しくなっている。それが日本の学術・研究をはじめ社会に深刻な影響を及ぼしていると指摘されていました。値上げを決めた東京大学の基本目標に「学問の自由にに基づき、真理と探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする」と、人類の発展に貢献すると謳っています。しかし、今の高学費政策、運営費交付金等予算削減や政治の介入の動きは、学生が学び研究し将来社会に貢献したいと願う高等教育のあり方を大きく歪めています。ここに今の社会が抱える解決すべき課題があると考えます。

高等教育無償化の課題については、国連人権規約A規約（経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約）が1976年に発効しましたが、日本では高等教育の漸進的無償化を留保して批准承認されました。以来33年間留保が解除されず、学費は上り続け、国立大学の授業料は1971年の1万2000円から2023年には標準額で53万5800円の45倍に、奨学金制度も有利子の教育ローンになりました。2012年留保は撤回され、その後、大学等修学支援法が2020年に施行されましたが、導入された給付制奨学金の収入要件は対象を住民税非課税世帯と準ずる世帯に限定され、成績要件も入学後、毎年の相対評価で1/4以下になれば警告を受け、2回警告を受ければ奨学金が打ち切られるという過酷なものです。

成績基準による給付制奨学金の打ち切りは未来を阻む壁となっており、京都では公表された大学だけでその数は1666人にのぼっています。教育費無償に向けて、府が国に強く働きかけることは当然ですが、同時に府が果たすべき独自の役割が問われています。

一つは府立大学・府立医科大学の学費無償化についてです。

東京、大阪、兵庫で今年から無償化が始まっています。京都府でも検討すべきと考えます。

6月府議会の知事の答弁は、「府独自の減免制度を講じている」ことでしたが、学費減免を受けている学生は令和5年度で府立大学・府立医科大学あわせて340人で、全学生約3600人の1割にも満たないのが現状です。社会的に要請されているのは、学費の無償化です。府が責任を持つ府立大学、医科大学の学費無償化について、あらためて知事の考えをお聞かせください。

二つには京都府独自の奨学金制度についてです。

医療の担い手を志し、学ぶ学生への支援です。先日看護学校で学ぶ学生さんにお話しを聞く機会がありました。親などからの援助について、親の年収270万円未満の家庭では、65%は援助を受けていないと回答されています。多くが奨学金とアルバイトに頼っておられます。8割の学生が奨学金返済に不安を感じ、総額300万円を借りる学生が半数を超えます。実習期間でも7割の方がアルバイトをせざるをえないと回答されています。寄せられた声は「命に係わる大切な仕事なのでアルバイトでなく勉強に集中したい」「学費が高く、また実習が多く、実習地への交通費が1年間で10万円以上かかるため実習中もアルバイトをせざるをえない。学費と実習交通費を援助してほしい」「府の修学資金では看護学校時も含めて事実上8年間縛られることになる。今の時代にあっているのか。医療機関の拡大が必要」と言われました。「保証人を親戚や学校の先生などに依頼せざるを得ない」など苦勞されています。実習にかかわっても学生と養成機関の負担になっており、現場からの要望は切実です。

そこで伺います。府の制度である看護師等修学資金制度は令和5年度513人が利用されていますが貸付額、返還免除年数要件など医療の人材育成・確保の視点で制度を拡充すべきと考えますが、いかがですか。

また生活困窮世帯への奨学金制度についても、東京都世田谷区では、区独自に調査し子どもの貧困対策計画を策定、そのなかで一般世帯の大学進学率が75.2%に対し、生活保護世帯の進学率は39.9%であること、大学に進学すれば生活保護世帯の保護費減額が進路選択に影響したとの回答が61.9%寄せられ

たことに着目し、生活保護世帯から大学等へ進学するための給付型奨学金制度を独自につくっています。

府独自の給付制奨学金制度の創設を求めるものですが、まず緊急に最も支援が求められる生活困窮世帯への奨学金制度を検討すべきと考えますが、いかがですか。また、通学費助成、府営住宅も活用した家賃補助などの支援策も検討すべきと考えますが、いかがですか。

三つには、奨学金返済支援です。

奨学金の返済は社会に出てすぐに始まり、40歳を超しても毎月負担が継続し文部科学省の調査でも結婚や子育てのハードルになっていることは明らかで、その返済額総額は10兆円にもなります。政府のこども未来戦略では、既に奨学金返済をされている方への負担軽減はすっぱり抜け落ちています。中央労働者福祉協議会の調べでは、奨学金返済による生活設計への影響として、結婚37.5%、出産31.1%、持ち家取得31.8%と高く、さらに日常の生活費また貯蓄と生活全般に影響が渡っていることを指摘して学費半額とともに奨学金返済支援を国に要望されています。

福知山市でも府制度の上乗せが行われる動きがあります。日本学生支援機構においても企業が実施する奨学金の代理返済制度が始まっています。中小企業で働く労働者の方にかがうと「6年間という期間が短く、適用される者と既に返済が終わっている格差があり会社に要望するのが難しい」という労働組合の方の声もあります。こうしたもとで、就労・奨学金返済一体型支援事業について企業負担をなくし賃上げにもつながる制度にし、また6年の年数要件を拡大するなど抜本的に見直し改善を図るべきと考えますが、いかがですか。

【答弁・西脇知事】 森議員のご質問にお答えいたします。府立2大学の学費無償化についてでございます。公立大学の授業料につきましては、国立大学を参考として設定しているところであり、国立大学では国が定める金額を標準額として社会経済情勢等を総合的に勘案して設定されているところでございます。府立2大学の学費負担の軽減につきましては、限られた財源の中で、国制度より所得要件を緩和した授業料減免を実施しているところですが、大学生に対する修学支援につきましては基本的には高等教育を所管する国におきまして財源を確保し、全国で統一的に行われるべきものと考えております。

現在、国におきましては、授業料の減免と給付型奨学金を併用した修学支援が実施されており令和6年度からは多子世帯や理工農系の学生について、世帯年収約600万円の間層へ支援対象が拡大されたところでございます。また令和7年度概算要求においては、令和7年度からの多子世帯全ての学生に対する授業料の無償化など制度の拡充が要求されているところでございます。京都府といたしましては本年6月には、国への政策提案におきまして所得制限の緩和など支援制度の拡充を改めて求めますとともに、国立大学への運営交付金や公立大学への地方交付税措置、私立大学への助成の拡充についても要望したところであり、今後とも国に求めてまいりたいと考えております。

【答弁・井原健康福祉部長】 看護師等修学資金貸与制度についてでございます。京都府におきましては、看護師確保対策の一環として看護師を志す学生の経済的負担を軽減するため本制度を実施しているところです。学生への貸与額につきましては、全国では京都府と同額を採用している都道府県が最も多く、京都府の貸与額は近畿府県ではトップクラスとなっております。また返還免除の要件につきましては、養成校卒業後に府内の病院などで5年間従事することなど、他の都道府県と同程度に設定しております。本制度は、新たに貸与を受ける方と継続して貸与を受ける方合わせて、毎年500人を超える看護学生に活用いただいております。希望される方全てに対応しているところです。

なお、卒業後に貸与者の約9割が府内で就業するなど府内の看護師確保に大きく寄与していると考えております。本制度は、次の世代を担う看護師の確保や定着を図るためにも重要な取り組みであると考えており、今後とも現行制度の安定的な実施を通じて、府内の看護師確保に努めてまいりたいと考えております。

【答弁・岡本総合政策環境部長】生活困窮世帯への支援についてです。大学生の修学支援につきましては、基本的には高等教育を所管する国において全国で統一的行われるべきものと考えています。経済的に困難な事態の学生に対しましては、国の高等教育の修学支援新制度において授業料の減免と学生の生活費の支援である給付型奨学金の支給により支援が行われており、通学費や家賃についても生活費の中でまかなうものと考えております。

京都府といたしましては、大学生が経済的な理由で学業を諦めることがないように、今後とも授業料減免や給付型奨学金につきまして、対象者の拡大や所得制限の緩和などの全国統一的な制度拡充を、国に要望してまいりたいと考えております。

【答弁・上林商工労働部長】就労・奨学金返済一体型支援事業についてでございます。この事業は奨学金の返済に苦しむ若者の経済的負担の軽減と、人手不足に苦しむ中小企業における人材の確保・定着の両面の支援を目的として取り組むものであり、中小企業の人手不足が深刻化する中、本事業のさらなる利用拡大を図ることが重要だと考えております。制度導入企業からは「新卒を採用できた」「離職率が下がった」などの評価をいただいております。令和6年8月末時点で287社が制度を導入し累計1200人が支援を受けておられます。また、京都企業人材確保センターにおいて、企業開拓員による府内企業訪問を強化する中で、4月から8月までの同意企業数が昨年度比で2倍以上となるなど、当センターの活動による効果も出ているところです。一方で導入企業はまだまだ少ないことから導入メリットも含めて周知を図り利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

【森議員・再質問】府立大学・府立医科大学の学費無償化について、先ほどから今の日本社会が抱える深刻な問題、これも指摘をしてまいりました。とりわけ先ほど京都で1666人の給付制奨学金が打ち切りの話をさせていただきましたが、府立大学は8人、府立医大は2人が夢を断念せざるを得ない。こうした事態になっています。こうしたことを重く受け止め、学費無償化へ具体的に足を踏み出すべきと考えます。いかがですか。

もう一点は、看護師等修学資金の問題です。お話をお聞きしたなかで「後輩の高校生のなかでも看護師になりたい生徒は少なくない。その希望が高学費で閉ざされることがないようにしてほしい」と訴えられました。その声は本当に重いと思います。こうした声を受け止めて、修学資金制度等、医療を志す学生等への支援を具体的に検討されるよう求めます。再質問します。

【再答弁・西脇知事】先ほども答弁いたしましたけれども、国の大学生に対する高等教育機関に対する支援については、やはり所管する国において全国統一的で行われるべきと考えております。

ただその中では、限られた本当に限られた財源の中でけれども国制度より所得要件を緩和した授業料減免等を府立の2大学について行っているところがございます。我々もこれまで政策提案してまいりましたがけれども、先ほど紹介いたしましたように国の方も支援制度につきましては、令和7年度の概算要求についても要求されているところがございますので、国がそうした方向に進みますように我々として

もこれからも全力で国に対して要望してまいりたいと考えております。

【再答弁・井原健康福祉部長】 制度の拡充についてでございます。先ほどご答弁したとおり、学生への貸与額につきましては、全国では京都府と同額を採用している都道府県が最も多く、近畿府県ではトップクラスとなっております。さらに京都府の貸与事業と合わせて、市町村や医療機関が独自に実施している貸与事業と併給が可能なものもあり、看護学生には個々の事情に応じて幅広い選択肢があるものと考えております。免除対象施設は京都府内の看護師確保のため京都府北部地域や200床未満の病院、診療所、重度心身障害者施設などを対象としているところです。

京都府では人口10万人当たりの看護師数は全国平均を上回っていますが、丹後医療圏では50歳以上の在職者が半数を占めるなど高齢化が課題となっているため、綾部市以北の北部医療機関においては病床規模にかかわらず、全て免除対象施設として運用しているところです。制度の拡充につきましては、他の都道府県の実施状況などを踏まえて総合的に判断してまいりたいと考えておりますが、修学資金貸与制度を含め看護の仕事の一層の魅力発信などを通じて看護師確保に取り組んでまいります。

【森議員・指摘要望】 府立大学は耐震上問題のある校舎整備が先送りをされて、学費無償化への検討も国に要望するところにとどまっています。こうした現状は学生にはどう映っているのかということを考えざるを得ません。設置者である知事の責任は重大だと思います。先ほど紹介しました府立大学で8人府立医科大学で2人の給付制奨学金が打ち切られた事実は大変重いものがあります。相対評価で評価されて下位4分の1になったら落とすということで、全体が頑張ったらその方はどうしても対象になってしまうんですね。こうした制度矛盾もあります。独自の無償化にむけて検討をお願いしたいと思っております。

もう一点、看護師等の修学支援の問題ですが、知事は18日の代表質問に答え、医療、介護、福祉に係る提供体制の確保の重要性を強調されました。その人材を増やし、養成していくことはこれからの社会にとって待ったなしの課題であることは私も同じ認識です。医療・介護の仕事を目指される看護師等のみなさんへの具体的な支援を求めたいと思います。要望しておきます。

子ども食堂・生活困窮者へのコメ不足と価格高騰対策を

【森議員】 次に、主食である米の不足と価格高騰への対策について、学校や子ども食堂・生活困窮者への食料支援に係わって質問します。

今日の米不足と価格高騰のもとで、府として市町村の学校給食の無償化を支援することは、子ども達の健康や家庭の経済的負担軽減にとって極めて重要になっています。給食無償化の府内実施市町村も7市町村、来年度に向けても無償化の動きは広がっています。府として支援すべき時期だと考えますがいかがですか。少なくとも価格高騰の影響を市町村や保護者が受けなくてすむよう支援すべきと考えますがいかがですか。

次に、米不足や米価高騰は、子ども食堂や生活困窮者への食料提供等の支援活動の支障となっています。食料提供事業では「予定していた米が揃わなかった」「新米が出始めたが、高く、食料支援の中心的食材である米の確保は死活的問題」などの声が出ています。

府としても物価高騰・生活困窮者支援事業を実施支援してきているのは承知していますが、米不足・

米価高騰が影響を与えており、また今後、その影響が想定される現場の実態を把握し、必要な対策を講じるべきと考えますがいかがですか。この二点で質問を終わります。

【答弁・前川教育長】 学校給食についてでございます。現在7市町村において給食費の無償化が実施されていることを承知しておりますが、各地域の実情を踏まえ総合的に勘案され実施されているものと理解しております。学校給食につきましては、学校給食法により施設整備や運営は市町村が担い、食材材料費である給食費は保護者負担とされておりますが、経済的に厳しい状況にある保護者には就学援助として全額または一部を補助する仕組みが制度化されております。そのため、就学援助制度を超えて全ての市町村で一律に給食費の無償化を実施することは現在の制度上想定されておらず、就学援助費としての位置付けや財源の負担問題については、国において適正に判断されるべきものであると考えております。

次に、米不足や米価高騰による学校給食への影響についてでございます。

京都府では府学校給食会を中心に、年間を通じて安定した米の供給に努めているところですが、今般の米の価格高騰による今後の給食費への影響については注意を払ってまいります。府教育委員会といたしましては子どもたちの健やかな成長のためにも、引き続き市町村が米飯給食を安心して実施できるよう国に対して必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

【答弁・井原健康福祉部長】 子ども食堂や生活困窮者などの実態把握と対策についてでございます。

子ども食堂への支援につきましては、京都フードセンターにおいて相談窓口を常設するとともに企業などから提供を受けた食材を子ども食堂へ配布するなどの取り組みを行っているところでございます。

相談窓口には今年度8月末時点でお米に関する相談が7件あり、「国が実施している政府備蓄米の無償交付について教えてほしい」といった声を聞いております。国の政府備蓄米の無償交付については、本年9月から国の申請窓口の拡大や申請期間の変更が行われたため、京都子どもの城づくり事業の全実施団体へ案内を行い、利用を呼びかけているところでございます。

また生活困窮者などへの支援につきましては、地域で活動されている団体の皆様に実施いただいているところであり、近年の物価高等の影響や各団体からの声を踏まえ、円滑に事業が実施できるよう今年度から改善を図っており、通年実施分の補助上限額を増額したところでございます。

今般の米の品薄状態は様々な要因が重なったものとされておりますが、物価高騰の影響を注視し相談窓口における丁寧な対応などにより、子ども食堂の利用者や生活にお困りの方を引き続きしっかりと支援してまいりたいと考えております。

以上